

# 被爆地ヒロシマが被曝を拒否する

—過去は変えられないが未来は変えられる—

## 伊方原発運転差止広島裁判

2026

5

本訴

19

火

広島高裁控訴審 第2回口頭弁論期日

5月19日午後14時半開廷

裁判官に、法と事実と論理にのみ基づく判断をしてほしい

# みなさま、傍聴にお越しく下さい

### 2026年5月19日当日スケジュール

13:15 広島地裁前集合

13:30 広島高裁へ乗込み行進 みんなで歩きましょう

14:00頃 傍聴席抽選が実施される見込み

14:30 控訴審第2回口頭弁論 開廷

本件担当：広島高裁民事第4部  
裁判長 三浦 隆志 裁判官  
右陪席 中村 仁子 裁判官  
左陪席 伊藤 拓也 裁判官

裁判長が  
交代しま  
した

15:00頃 閉廷見込み、広島弁護士会館へ移動

15:15頃 記者会見・報告会開始 **ZOOM併用**

(場所：広島弁護士会館)

弁護団の解説、参加者コメントリレーなどを予定しています

17:00頃 記者会見・報告会終了



原子力規制委員会は、「審査に合格したからといって安全ではない」「再稼働判断には関わらない」と、記者会見でも、国会でも、ずっと何度も何度も説明しています。広島地裁判決は事実誤認に基づいています。

### ZOOMで遠隔参加を

ID: 285 305 0883

パスコード: 1H4SCV

※記者会見・報告会では必ずお名前の表示をお願いします



### 関連イベント

## 原発ホントはどうなの？勉強会

参加費  
無料

2026

4  
18

土

原子力規制委員会

## 審査合格の原発はホントに安全なの？

場所：合人社ウエンディひと・まちプラザ 北棟5階研修室 B

13:30～16:00 (開場 13:00)

**ZOOM併用**

詳しくは裏面をごらんください。



私たちの活動はみなさまの御寄付で支えられております。  
この場をかりて厚く御礼申し上げます



### 【連絡先】伊方原発広島裁判事務局



〒731-0232 広島市安佐北区亀山南 2-26-11  
E-mail: saiban\_office@hiroshima-net.org  
URL: https://saiban.hiroshima-net.org



090-7372-4608

### 振込口座の御案内

(ゆうちょ銀行)

口座名：伊方原発広島裁判事務局

口座記号番号：01360-8-104465

他行からの振込：店名(店番)：一三九(139)

預金種目：当座

口座番号：0104465

(ゆうちょダイレクトのご利用をお奨めします)

# 原発ホントはどうなの？勉強会

参加費  
無料

原子力規制委員会

# 審査合格の原発は ホントに安全なの？

日時 2026. **4.18** (開場 13:00) **土** 13:30~16:00

場所 合人社ウェンディひと・まちプラザ 北棟5階研修室 B  
(広島市まちづくり市民交流プラザ 広島市中区袋町6番36号 082-545-3911)

オンライン ZOOM 参加できます

ミーティング ID: 285 305 0883 パスコード: 1H4SCV  
※事前予約は不要です。お名前の表示をお願いします。



【主催】 伊方原発広島裁判高裁控訴人団/広島からわずか100kmの伊方原発を止める会 (ヒロイカ100)  
【協力】 原発・放射線リスク研究会 【連絡先】 伊方原発広島裁判事務局

## 妄想に基づく広島地裁判決

私たちが広島地裁に提訴している四国電力伊方原発運転差止裁判の判決が出たのは2025年3月5日。提訴したのが2016年3月11日ですから、丸9年かかったこととなります。その判決はなんといったらいいか表現に困りますが、とにかく事実を誤って解釈している点が大きな特徴です。なかには、「四国電力が住民避難計画を立てている」など明白な事実誤認も含まれています。いったい、どこからそんな誤った事実認識が生まれたのか…、なにか妄想にふけているとしか表現できません。ここでは妄想判決と呼んでおきましょう。

妄想のなかでも最もひどいものは、「原子力規制委員会の規制基準適合性審査に合格した原発は安全である」という趣旨の判示です。もちろん原告側はこんな主張をしていませんし、被告四国電力側も明白にはこんな主張をしていません。

またこの妄想判決は、原子力規制委員会は原発の運転を許可することができる、とも思い込んでいる様子です。ですから四国電力の「適合性審査申請」を「再稼働申請」と判決文のなかに堂々と書いている始末です。



【写真説明】2025年3月5日広島地裁判決前の事前集会の様子

ここで「安全」という言葉を整理しておきましょう。原子力規制委員会において「安全」とは比較的概念規定のしっかりした言葉です。この点で意味のはっきりしない「安全性」という言葉とは一線を画します。規制委の用語法で「安全」とは「重大事故を起こさない」という意味にほかなりません。それでは重大事故とはなにか？炉規制法第四十三条の三の六でいうように、「原子炉内で炉心溶融を起こす、あるいはその恐れのある事故」のことです。ですから「安全」とは炉心溶融を起こさない、という意味なのです。

## 審査合格は「安全」を意味しない

現行新規規制基準のもとでは、炉心溶融を起こす事故、すなわち重大事故発生も想定し、体系全体がつくられています。原子力規制委員会の初代委員長、田中俊一氏は次のように述べています。

「安全審査ではなくて、基準の適合性を審査したということです。ですから、これも再三お答えしていますが、これも再三お答えしていますが、安全だということは私は申し上げませんということも、国会でも何でも、何回も答えてきたところです。」

(2014年7月8日新規規制基準施行直後の7月16日の記者会見速記録4頁)



つまり田中氏は審査に合格したからといって炉心溶融など重大事故は絶対起こしません、とは言えない、言い換えれば安全とは言えない、ということを経済記者会見で説明しているわけです。

## 「原発安全神話」との決別

2011年福島原発事故前の日本の原子力規制においては、「安全基準(当時の用語法)に合格した原発は安全である」とされていました。「原発は万が一にも重大事故を起こさない」とされていたのです。これが「原発安全神話」と呼ばれるものでした。

ところが福島原発事故が起こり、原発安全神話が崩壊しました。私たちの多くは、万が一にも重大事故を起こさない原発が重大事故を起こしたのですから、もうこれで原発は廃止される、されなければならない、とっていました。

ところが、原発を推進する人たちは、重大事故が起こると手のひらを返したように「原発に絶対安全はない、重大事故は起こりうる」といをはじめ、その主張に沿った原子力規制の基準をつくりはじめました。その無責任、ご都合主義にはあきれ果てるほかはありません。

新たな原子力規制の基準といっても、原発を再稼働させることが目的ですから、突貫工事の安普請です。2012年の9月から着手したと数えても、完成するのはほぼ2014年4月ですから、せいぜい19か月でどっ上げたわけです。しかし「原発安全神話との決別」は曲がりなりにも実現しました。

(この規制基準を当時の安倍政権は世界で最も厳しい規制基準と言っていました。今でもそう思っている人は多いのではないのでしょうか。)

## 5層の深層防護を採用したものの…

新規規制基準の概要を理解する近道は「5層の深層防護」の考え方を理解することです。というのは、新規規制基準は5層の深層防護の考え方を骨格として成り立っているからです。

図1をご覧ください。第1層ではそもそも異常を起こさせない運転を目指す規制のあり方です。いわば通常運転の状態です。ここになにか異常が発生したとしても、これを事故に発展させない規制のあり方が第2層の状態です。さらに第2層で失敗し、「異常」が「事故」に発展したとしても、重大事故を起こさせない規制のあり方が第3層です。

実は「原発安全神話」時代は第3層で終わりでした。言い換えれば、事故に発展したとしても重大事故に至らないとされていました。

福島原発事故を受けて成立した新規規制基準では第3層に第4層、第5層に相当する規制が新たに追加されました。第4層では設計上の想定を超える事故(想定外の事故)が起きても、重大事故に発展させない規制のあり方が追加されました。第4層で失敗したときの規制が第5層の規制になります。具体的には炉心損傷をできるだけ緩和し、原子炉の外に漏れる放射能をできるだけ抑えることが中心となります。しかし、このときの防護手段は、結局「住民避難」しかありません。

ざっと説明すると、第1層から第5層まで、それぞれ対策が設けられ、その対策に対応した防護手段が設けられています。原子力規制委員会の規制基準適合性審査では、それぞれの防護手段に原子力事業者がしっかり対応し、基準に適合しているかどうか審査のポイントになります。一例をあげれば、原子力事業者が事実上の耐震基準である基準地震動を600ガルと申請しても、それでは不十分であり650ガルでなければならぬ、といったやりとりが行われます。

図1 IAEAの深層防護の考え方

深層防護レベル	目的	必須の手段
第1層	そもそも異常を生じさせない対策	自然現象を考慮した立地・設計、保守・運転の品質向上
第2層	プラント運転中に起こりうる異常がおきても事故に発展させない対策	監視・制御系統・設備を設置
第3層	設計上想定すべき事故が起きても炉心損傷等に至らせない対策	事故に応じた設備、対応手順書の整備
第4層	設計上の想定を超える事故(シビアアクシデント)が起きても炉心損傷や格納容器破損を防止する対策	シビアアクシデント対策及び対応
第5層	放射性物質の放出による外部への影響を緩和するための対策	住民避難等による放射線防護対策、その事前準備としての避難計画の策定、充実・強化

原子力規制委員会  
※ 内閣府

※第5層については、原子力規制委員会として原子力災害対策指針の策定等の役割を担っている



【資料出典】「原子力規制委員会の取り組み～東京電力 福島第一原子力発電所事故から5年を踏まえて～平成28年3月22日(原子力規制委員会委員長 田中俊一)」10頁

次ページに続く

## 住民避難、その実効性は審査なし

ところが、第5層では、その唯一の防護手段である「住民避難」について審査は一切行われません。審査が行われないどころではなく、規制基準すら存在しません。ですから第5層ではその目的を実現する対策は明記されているものの、必須の防護手段である住民避難については、その実効性を審査する仕組みそのものがないのです。

ですから「5層の深層防護」と胸をはってはみたものの、その実態はせいぜい「4層半」であり、世界標準の「5層の深層防護」からはほど遠いのが実態です。

## 妄想は広島地裁にとどまらない

広島地裁判決は誤った事実認識や事実誤認を含んでいる妄想判決だ、と指摘しました。実はこれはなにも広島地裁判決だけの特異な現象ではないのです。2025年3月18日の松山地裁判決も同趣旨の内容を含んでいました。また、26年2月26日の山口地裁岩国支部判決も、事実上規制委審査合格の原発は安全であるという趣旨の判示を行っています。

はてさて、これはいったいどうした現象なのでしょう。事実および正しい事実認識と、正しい論理にのみ基づいて下されるべき裁判所の判断が、妄想ともいえるべき誤った事実認識のもとに判決を下す、という事象が次々と発生しているのです。



【写真説明】2025年3月18日愛媛県松山地裁判決を受けて行われた報告会の様子。



【写真説明】2026年2月26日山口地裁岩国支部判決の旗出しの様子。

## 新たな原発安全神話

ここで福島原発事故前の原発安全神話を思い出してみましょう。「日本の原発は万が一にも重大事故を起こさない」というものでした。最近の裁判所の判断は「規制委の審査に合格した原発は安全である」というものです。これは表現を変えた「原発安全神話」、「新たな原発安全神話」に他なりません。ここでもう一度確認しておきましょう。原子力規制委員会そのものは「合格したからといって安全ではない」と一貫して主張しています。それでは、裁判所は新たな安全神話をいったいどこから仕入れたのでしょうか？裁判官個人個人が偶然に同時期に集団妄想に取りつかれた、とは思えません。必ず共通の仕入先があるはず。いったいその仕入先はどこなのでしょう？また、彼らの力はどれだけ大きいのでしょうか？

## 騙されぬようしっかり勉強しましょう

今年2026年は福島原発事故から15年目にあたります。15年の間、当初原発に否定的だった世論はいつのまにか原発の危険を忘れはじめています。また政治権力は原発推進に大きく舵を切っています。その間日本の原発推進勢力は、原発の是非に関して最終的な判断権限を持つ私たち日本国民を、原発容認の方向へ向けて様々な手段を使って誘導しようとしています。時にはあからさまな、こちらが顔を赤らめるほどの見え透いたウソから、もっともらしい手の込んだウソなども含んでいます。その原発容認情報発信源も電気事業連合会などの直接関係者、政府・経産省などはもちろん、権威ある学者・研究者、大手新聞・テレビなど権威あるマスメディアを含んで多種多様を極めています（実は裁判所も、もう取り込まれているのかもしれませんが）。

こうした状況のなかで、騙されずに、誤魔化されずに、しっかりした情報を取り込み、正しい知見をもとに判断を下していくのは、実は大変な仕事ではないでしょうか。

しかしかにか大変な仕事であっても、これを私たちが怠れば、その結果は目に見えています。つまり第二の福島原発事故です。騙されないためには、やはり勉強しかありません。この機会にしっかり勉強いたしましょう。今回のテーマは原子力規制委員会の役割とその限界です。

遠方からでもぜひご参加ください！

オンライン ZOOM 参加  
ミーティング ID: 285 305 0883  
パスコード: 1H4SCV

